

有害ごみの収集方法の変更について

1 概要

「水銀に関する水俣条約」発効に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より改正大気汚染防止法が施行されます。これに伴い、柏市は、旧柏地域における家庭から排出された有害ごみ、特に水銀が使用されている蛍光灯を収集運搬する際に、破損し水銀を大気中に放出することを防ぐために、有害ごみの収集方法（収集日）の変更を予定しています。

2 変更点（平成 30 年 4 月 1 日より予定）

<変更前>

「不燃ごみの日」に品目別に中の見える袋に入れて**集積所**へ



<変更後>

「資源品の日」に品目別に中の見える袋に入れて**資源品の集積所**へ

3 その他

現在の旧沼南地域の有害ごみ収集方法は、旧柏地域の変更後のものとほぼ同じ方式を採用しているため、変更はありません。

4 周知方法

- (1) 広報かしわ、市ホームページ、平成 30 年度版ごみ出しカレンダー、ごみ分別アプリ等への情報掲載
- (2) ふるさと協議会連合会定例会（予定）
- (3) 町会長会議

